

厚生労働省からのお知らせとお願い

① 有期契約労働者を雇用している事業主の皆さまへ

無期労働契約が反復更新して通算5年を超えたときは労働者の申込みにより無期労働契約に転換できる「無期転換ルール」等を盛り込んだ改正労働契約法が施行されています(平成25年4月～)。

また、無期転換ルールについては、本年4月から、5年を超えるプロジェクトに就く高度専門職と、定年後引き続き雇用される高齢者についての特例が設けられています。以下のHPでは、詳しい内容や、無期転換を進めるにあたっての留意点・先進的な企業の取組み事例などを紹介しています。積極的にご活用ください。

(URL) http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/

非正規雇用労働者の正規雇用または無期転換、人材育成などの取組に際しては、「キャリアアップ助成金」のご活用もご検討ください。

(URL) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

② 人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

◆ 従業員の人材育成に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するために、キャリア形成促進助成金、キャリアアップ助成金、企業内人材育成推進助成金により、さまざまな支援を用意しています。従業員の人材育成を図る際には、ぜひご活用ください。

◆ 各助成金の要件や申請手の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークまでお問い合わせください。申請先一覧：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiwase.html>

③ 12月1日から「ストレスチェック制度」が施行されます！

改正労働安全衛生法に基づき、平成27年12月1日から、ストレスチェックの実施が事業者には義務付けられます(労働者数50人以上の事業場)。

- ・事業者は1年以内ごとに1回、調査票を用いて医師等による労働者のストレスチェックを行います。
- ・結果は本人のみに通知され、本人の同意なく事業者へ提供されることは禁止されています。
- ・必要と認められた労働者から申し出があった場合、医師による面接指導を行います。
- ・ストレスチェックと面接指導の実施状況を、1年以内ごとに1回、労働基準監督署に報告する必要があります。

◆詳しくはこちら 「こころの耳」 <http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html>

④ 安全衛生優良企業公表制度がスタートします！

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組んでいる企業を優良企業として認定・公表する制度が、平成27年6月よりスタートします。認定された企業はシンボルマークを使用することができ、企業イメージの向上にもつながります。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html



⑤ 企業の皆さまのお役に立つ、人事労務に関する情報をメールで配信しています

◆「厚労省人事労務マガジン」登録はこちら <http://merumaga.mhlw.go.jp/> (登録は無料です)

⑥ 中堅企業も、雇用関係助成金を活用できるようになりました

● 職場定着支援助成金(平成26年度までは中小企業労働環境向上助成金)、キャリア形成促進助成金の「若年人材育成コース」などについて、支給対象を中小企業以外にも拡大しました。雇用管理制度の導入と適切な運用、若年労働者を対象とした訓練実施などを支援します。

● 各助成金の要件や申請手の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークまでお問い合わせください。申請先一覧：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiwase.html>

⑦ プラチナくるみん認定制度スタート

4月1日、改正次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）が施行され、新しくプラチナくるみん認定制度がスタートしました。次世代法に基づく認定を受けた企業はくるみんマーク、プラチナくるみんマークを商品等に表示でき、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。また、事業所内保育施設等の次世代育成支援に資する資産の割増償却を受けられる税制上の優遇措置（くるみん税制）が受けられます。（次世代法・くるみん税制については都道府県労働局雇用均等室までお問い合わせください。）

◆改正次世代法の概要はこちら

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html



⑧ 改正パートタイム労働法が施行されました

パートタイム労働者がいきいきと働ける職場にするために、事業主には、待遇の説明や相談窓口の整備などが義務づけられました。詳しくは、パート労働ポータルサイト <http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/> 又は都道府県労働局雇用均等室までお問い合わせください。

⑨ 中小企業退職金共済制度に入りませんか？

中小企業向けの国の制度である「中小企業退職金共済制度」は、平成25年度末現在で324万人の従業員の方が加入しています。また、平成27年度に制度に加入している方に対しては、基本退職金（予定運用利回り1%）に加え、付加退職金（平成27年度における退職金額の2.2%相当）を加算することとなりました。安心・安全な「中小企業退職金共済制度」への加入を、是非、ご検討ください。

◆詳しくは、独立行政法人勤労者退職金共済機構（TEL：03-6907-1234）までお問い合わせ下さい。

⑩ 事業主の方等を対象とした労災保険の特別加入制度があります

労災事故が発生し、労働者が負傷した場合は、労災保険が適用されます。また、労災保険には特別加入制度があり、本来、労災保険給付の対象とならない事業主の方や海外派遣者なども任意で加入いただくことができます。詳しくは、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

◆特別加入制度の詳細はこちら <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/kanyu.html>

⑪ 労災保険相談ダイヤルをご利用ください

労災保険の請求書の記入方法や支給要件、給付内容などに関するご質問にお答えする「労災保険相談ダイヤル」を設置しています。お気軽にお電話ください。

（年度更新申告書の記載方法等については、別途開設している年度更新用コールセンターへお問合せください。）

ろ う さ い
◆ **0570-006031** / 受付時間 平日9:00～17:00

※ご利用の際は、通話料がかかります。一部IP電話等からはご利用になれません。